協働事業者の公募

次のとおり、公募します。

令和８年１１月２日

旭川市長　今　津　寛　介

（公印省略）

１　公募する趣旨

本事業は、市民生活を送る上で必要な各種手続をはじめとする行政情報や観光、歴史等の地域情報を分かりやすく紹介する情報誌「旭川市くらしの便利帳」（以下「便利帳」という。）を、市内の企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して、旭川市（以下「市」という。）が民間事業者等（以下「事業者」という。）と協働で発行し、インターネット上で閲覧できるよう電子媒体でも作成し公開するものである。

事業の実施に当たっては、便利帳の企画、編集、印刷、製本、納品、旭川市内全世帯への配布等、一連の業務を確実に遂行する事業者を選定する必要があり、株式会社サイネックス（以下「協働事業予定者」という。）を相手方とする協定手続を行う予定であるが、協働事業予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、協働事業予定者との協定手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、協働事業予定者と応募者とで競争性のある選定方法を採択し協定手続に移行する。

２　事業概要

⑴ 事 業 名　「旭川市くらしの便利帳２０２７年版」協働発行事業

⑵ 事業内容　便利帳の発行に係る一連の業務（詳細は仕様書のとおり）

⑶ 発行及び配布時期　令和９年１０月末までに発行し、同年１１月末までに配布完了を予定する。

⑷ 費用負担　便利帳の作成、配布等、事業に要する全ての費用は、事業者が集める広告その他の収入により負担するものとし、旭川市は一切の費用を負担しないものとする。

３　応募要件

⑴ 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

⑵ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑶ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

⑸　市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

⑹　事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

４　手続等

⑴　担当部局

〒０７０－８５２５　旭川市７条通９丁目総合庁舎６階

旭川市総合政策部広報広聴課

電話　０１６６－２５－５３７０

ＦＡＸ　０１６６－２４－７８３３

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

令和８年１１月２日（月曜日）から令和８年１１月２４日（火曜日）まで⑴の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d084953.html

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和８年１１月２４日（火曜日）午後５時までに⑴の場所に持参又は書留郵便等、配達の記録が残る郵送（必着）により提出すること。

５　協定に関する基本事項

協働事業者の決定後、内容について協議を行い、合意の上協定書により協定を締結する。

６　その他

詳細は公募説明書による。